

犬山市議会第95号議案

令和7年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）

令和7年度犬山市の木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,220千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,438千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣 伸

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 繰入金		58,235	△1,220	57,015
	1 一般会計繰入金	58,235	△1,220	57,015
歳 入 合 計		65,658	△1,220	64,438

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 鵜飼事業費		65,657	△1,220	64,437
	1 運営費	65,657	△1,220	64,437
歳出合計		65,658	△1,220	64,438

犬山市議会第95号議案添付

令和7年度

犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算事項別明細書

単位：千円

1 総括

(歳入)	(単位 千円)		
款	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 繰入金	58,235	△1,220	57,015
歳 入 合 計	65,658	△1,220	64,438

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 鵜飼事業費	65,657	△1,220	64,437			△1,220		
歳出合計	65,658	△1,220	64,438			△1,220		

2 歳入

(款) 1 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
1 一般会計繰入金	58,235	△ 1,220	57,015
計	58,235	△ 1,220	57,015

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	△ 1,220	一般会計繰入金
		△ 1,220

3 歳出

(款) 1 鵜飼事業費

(項) 1 運営費

目	補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 維持管理費	65,657	△1,220	64,437			繰入金 △1,220		
計	65,657	△1,220	64,437			△1,220		

節		説明
区分	金額	
2 給料	△378	1 職員給与 (うかい維持管理費) △1,220 一般職給 △378
3 職員手当等	△838	扶養手当 △19 地域手当 △28 通勤手当 △51 休日勤務手当 12 期末手当 △110 勤勉手当 △642 長期負担金 △20 短期負担金 28 介護負担金 △12 保健経理負担金 △1 事務費負担金 1
4 共済費	△4	

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 濟 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	3 (0)	0	13,176	10,137	23,313	4,858	28,171	
補 正 前	3 (0)	0	13,554	10,975	24,529	4,862	29,391	
比 較	0 (0)	0	△ 378	△ 838	△ 1,216	△ 4	△ 1,220	

() 内は、短時間勤務職員を外書き

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手 当 (千円)	時間外勤務 手 当 (千円)	宿日直手当 (千円)	夜間勤務 手 当 (千円)
	補 正 後	1,121	1,001	0	101	0	1,414	0	0
	補 正 前	1,140	1,029	0	152	0	1,414	0	0
	比 較	△ 19	△ 28	0	△ 51	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	退職手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員特 別勤務手当 (千円)	計 (千円)
	補 正 後	229	0	3,312	2,219	0	740	0	10,137
	補 正 前	217	0	3,422	2,861	0	740	0	10,975
	比 較	12	0	△ 110	△ 642	0	0	0	△ 838

木曽川うかい事業費特別会計は会計年度任用職員の予算計上はないため、ア、イの内訳なし

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	△ 378	給料改定 に伴う 増加分	0		
		その他の 増減分	△ 378		
職員手当	△ 838	制度改正 に伴う 増減分	0		
		その他の 増減分	△ 838		

(3) 給料及び職員手当の状況

職員1人当たりの給料

区分		一般行政職	技能労務職	消防職	保育職	その他
令和7年12月1日現在	平均給料月額(円)	375,933	—	—	—	—
	平均年齢(歳・月)	48.10	—	—	—	—
令和7年1月1日現在	平均給料月額(円)	375,933	—	—	—	—
	平均年齢(歳・月)	47.11	—	—	—	—

再任用短時間勤務職員を除く

初任給

区分	犬山市					国の制度				
	一般行政職	技能労務職	消防職	保育職	その他	一般行政職	技能労務職	消防職	保育職	その他
高校卒	194,500円	—円	194,500円	194,500円	194,500円	188,000円	最低 185,700円	—円	188,000円	—円
大学卒	225,600円	—円	225,600円	225,600円	225,600円	220,000円	最高 240,900円	—円	220,000円	—円